当院における身体的拘束最小化に関する取り組みについて

身体的拘束最小化への基本方針

当院では、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束をしない診療・看護の提供に努めます

身体的拘束最小化のための活動内容

（1）身体的拘束をすぐに行う必要があるかを複数名で評価し、身体的拘束をしなくてもよい対応を検討する。

（2）身体的拘束を行ったときは、状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認をする

（3）身体的拘束を行っている患者様に解除に向けた検討をおこなう

（4）多職種による身体的拘束最小化対策委員会を毎月開催、身体的拘束の実施状を共有し身体的拘束を行っている患者様のラウンドを行う

（5）身体的拘束最小化のための職員研修を年 2 回開催

身体的拘束の実施状況（実施割合）

令和 8 年　10 月

障害者病棟	0 件	（実施割合）	0%
療養病棟	0 件	（実施割合）	0%